

出雲商工会議所報「情報配送サービス便」運用規程

第1条 この「情報配送サービス便」は、出雲商工会議所（以下、「当所」という。）会員事業所への販売促進機会の提供及び相互の情報交流の場を提供することで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。なお、このサービスの利用は原則として当所会員に限る。ただし、官公庁及び当所が認めた企業、団体等を含む。

第2条 この「情報配送サービス便」は、当所所報に会員事業所の販売促進のための書類等を同封するものであり、次のいずれかに該当するものは、このサービスの対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの又は、そのおそれのあるもの
- (2) 関係法規に違反するもの又は、そのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又は、そのおそれのあるもの
- (4) 会員及び消費者に誤解又は、不利益を与える恐れのあるもの
- (5) その他、当サービス実施上不適当な事項があるもの

第3条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、このサービスは履行しない。

第4条 同封するチラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

第5条 当サービス利用における情報の詳細や取引に関しては、当事者間で直接連絡交渉するものとし、利用により生じた取引上の問題等については、当所は一切の責任を負わない。

第6条 所報は毎月中旬までの発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。

第7条 当サービス利用料は、当所会員の場合一回一律15,000円（税別）、当所非会員（但し第1条に定める条件を満たす者）の場合一回一律30,000円（税別）とする。当サービス利用者は、書類を同封した所報の発刊後、当所が送付する請求書に従い、翌月の末日までに料金を納入する。

第8条 同封する書類は、原則として、A4以下のサイズのチラシ及びパンフレット（約10ページまで）とし、B4、A3等のサイズのものはA4以下のサイズに折りたたんだ上で、納品する。但し、重量制限によりお断りする場合がある。

第9条 同封する書類は、各自で必要部数（2,450部）を用意し、発行月の前月25日（その日が休日の場合はその前の営業日）までに当所が指定する場所に納品する。ただし、残部が生じた場合には原則として返却しない。

第10条 当サービス利用を希望する者は、利用申込書を利用希望月の前月20日（その日が休日の場合はその前の営業日）までに当所へ提出する。

附 則

1. この規程は、平成20年10月1日から施行する。